「ＪＡ教育ローン」商品概要説明書

（令和８年4月１日現在）

商品名	ＪＡ教育ローン
ご利用 いただける方	●当ＪＡの地区内に居住またはお勤めの方で、当ＪＡの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当ＪＡ所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満１８歳以上であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ●前年度税込年収が１５０万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ●勤続（または営業）年数が１年以上の方。 ・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 ●教育施設（修業年限が６か月以上（外国の教育施設は３か月以上）の次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ａ大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 ｂ専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） ｃ高等学校、高等専門学校、中学校、小学校 ｄ特別支援学校の高等部、中等部、初等部 ｅその他職業能力開発校などの教育施設 ●生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること）。 ●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	●就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から２ヵ月以内にお支払い済の資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 ①受験のための費用（交通費、宿泊費、出願料、受験料） ②学校納付金（入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費） ③教科書代等の学校教材費 ④留学旅費 ⑤引越・電化製品購入費用（原則として入学時に限定） ⑥敷金・礼金（原則として入学時に限定）および家賃 ⑦通学費 ⑧下宿就学子弟の生活仕送り金（月額5万円が上限） ⑨卒業論文作成の研究・調査費 ⑩他金融機関からお借入中の教育ローン借換
借入金額	●１０万円以上 1,000 万円以内（１万円単位）。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	●据置期間を含め6ヶ月以上 15 年以内（１ヶ月単位）とします。 ・ただし、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の６ヶ月後までの範囲内とします。
借入利率	●次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（４月１日、10 月１日）の基準金利（当ＪＡで定めるパーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当ＪＡのローン相談窓口へお問い合わせください。

<table>
<tr><td>返済方法</td><td>●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え６ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>●不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。
①一括前払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【お借入額 100 万円、借入利率 1.3%あたりの一括支払保証料例（概算金額）】
・保証料年0.7%、元利均等返済の場合
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>３年</td><td>５年</td><td>10年</td><td>15年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>10,700</td><td>17,800</td><td>35,800</td><td>54,200</td></tr>
</table>
②分割後払い
約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年0.7%）をお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）</td><td>●ご希望により、当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年0.22%</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年0.47%</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年0.32%</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年0.37%</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年0.47%</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年0.27%</td></tr>
<tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年0.42%</td></tr>
<tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年0.47%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>９大疾病補償保険</td><td>●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。
加算利率：年0.54%</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>●不要です。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>●苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融共済部（電話：0898−68−7800）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：03−6837−1359）でも、苦情等を受け付けております。
●紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当</td></tr>
</table>

	ＪＡ●●部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089－941－6279）
その他	●お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡのローン相談窓口までお問い合わせください。 ●連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

JAバンク えひめ
（愛媛県内ＪＡ／県信連）